

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 民間社会福祉事業従事者共済 加入団体の定年延長に伴う掛金及び給付金の取り扱い等に関する要領

1 目的

本要領は、高年齢者雇用安定法（以下「法」という。）に基づく 65 歳までの雇用確保措置の義務化及び公務員の定年制度見直し等を踏まえ、加入団体において定年延長が行われた場合における、本基金の「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業規約（以下「規約」という。）第 23 条及び同施行細則（以下「細則」という。）附則（令和 8 年 3 月 27 日施行）の規定に基づき、標準給与月額、掛金、負担金及び退職給付金等の特例的な取り扱いを定めるものである。

2 対象者

本要項の対象者は、法第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置により定年が引き上げられ、かつ管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる「役職定年制」）を導入する加入団体に所属する加入者のうち、定年延長及び管理監督職勤務上限年齢制の適用により標準給与月額が減額される者とする。

なお、再任用による勤務延長、高年齢抑制型賃金体系への移行（人事給与制度改正）及び加入者の自己都合による短時間勤務等への変更に伴う標準給与月額の減額は、対象外とする。

3 適用期間

- (1) 本要領の適用期間は、令和 16 年 3 月 31 日 までとする。
- (2) 令和 16 年 4 月 1 日以後の取り扱いは、公務員の定年及び退職金制度の見直し状況等を踏まえ、別途検討の上、定める。

4 定義

本要領において、加入団体における延長前の定年を「旧定年」、延長後の定年を「新定年」と呼称する。

5 加入団体における選択

定年延長に伴い管理監督職勤務上限定年制を導入し、旧定年以後も雇用を継続する加入者の標準給与月額を減額する措置を実施する加入団体は、所属する加入者ごとに、細則第 6 条及び第 8 条に定める掛金の額及び負担割合並びに掛金及び負担金の納付について、次のいずれかを選択することができる。

- (1) 旧定年以後の雇用期間についても、旧定年前の標準給与月額を下げずに加入を継続する。ただし、細則第 6 条に定める標準給与月額に乗ずる掛金率（20/1000）及び負担金率（30/1000）は変更しない。
- (2) 旧定年をもって掛金の納付を中断し、新定年に基づく退職（任意退職、

死亡退職含む)までの期間を休職に準じた取り扱いとする。この場合、本
共済退職給付事業規約第20条第2項に規定する「退職前の2年間の平均
標準給与月額」は、旧定年前の2年間の平均標準給与月額とする。

附 則

この要領は、令和8年3月27日に施行し、令和7年4月1日から適用す
る。